

## 水道・下水道料金のお支払いは口座振替が便利です

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174・175)／簡易水道事業所(☎内線207)

口座振替は、水道料金または下水道料金をご指定の預金口座から、毎月自動的に引き落としするサービスです。

口座振替とすることにより、毎月、金融機関や市役所の窓口で現金で支払いする手間が省けます。

### ■口座振替を希望する場合は手続きが必要です

▷手続き方法＝預金口座がある下記の金融機関に備え付けている「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、金融機関の窓口へ提出してください。

▷利用可能な金融機関＝岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信用金庫、東北労働金庫、ゆうちょ銀行、大船渡市農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会

※市外店舗を含む本店・支店の口座から引き落としできます。

▷申し込みに必要なもの＝預金通帳、通帳の届け出印、水道料金納入通知書

▷口座振替日＝毎月26日

※土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日

※残高不足の場合は、翌月16日

※申し込みから口座振替が始まるまで、日数を要する場合があります。その間は、これまでどおりのお支払い方法となります。

## 「大船渡市民クルーズ」参加者を募集します 飛鳥Ⅱ仙台・横浜クルーズと横浜港町物語4日間

▷問い合わせ先＝(株)PTS JTB PTSクルーズラウンジ横浜(☎045-285-9620)

▷日程(3泊4日) ※船内3泊

・9月25日(火)＝午後：大船渡港で受け付け、乗船／午後5時：仙台港に向け出港

・9月26日(水)＝午前8時：仙台港に入港／午後5時：横浜港に向け出港

・9月27日(木)＝終日クルージング

・9月28日(金)＝午前9時：横浜港に入港。専用車で横浜港町巡り(中華街で昼食)／午後3時頃：新幹線で新横浜駅から東京駅に移動／午後4時頃：新幹線で東京駅から一ノ関駅に移動／午後8時半頃：大船渡着(一ノ関駅から専用車) ※添乗員は、4日目横浜港から東京駅まで同行します。

※クルーズ行程は、「秋の日本三景クルーズ」の大船渡～横浜間の区間乗船となります。

※最小催行人数：8人

▷客室タイプと旅行代金

①Dバルコニー(9階)＝247,000円

②Kステート(7、8階)＝178,000円

※1室2人利用時の1人当たり税込み料金

※1室1人で使用する場合は追加料金がかかります。

(13) 広報大船渡お知らせ版 30.6.20(No.1129)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

▷募集部屋数＝①：5室、②：8室

※1室2人または1人での使用となります(相部屋となることはありません)。

▷応募方法＝参加人数、参加者全員の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・電話番号、希望の客室タイプを明記の上、はがきまたはEメールでご応募ください。

・はがきで応募する場合

(株)PTS JTB PTSクルーズラウンジ横浜・大船渡市民クルーズ係あて(〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-18-1 横浜新都ビル9階)

・Eメールで応募する場合

(株)PTS JTB PTSクルーズラウンジ横浜・大船渡市民クルーズ係あて(pts-cruise@ptsnavi.jp)

※件名を「大船渡市民クルーズ応募」としてください。

▷応募締切日＝7月10日(火)【当日消印有効】

※応募者多数の場合は抽選とし、結果は応募者全員にお知らせします。

## 第一中学校区及び日頃市・越喜来・吉浜地区学校統合合同協議会における協議結果報告書が提出されました

▷問い合わせ先＝学校統合推進室(☎内線271)

5月22日の第2回第一中学校区及び日頃市・越喜来・吉浜地区学校統合合同協議会で、統合の方式について、日頃市中・越喜来中・吉浜中の各校を第一中に編入することで合意が図られました。

5月31日、協議会長から教育長に対して、4校統合の方式と、統合の期日を平成32年4月とする旨の報告書が提出されました。

今後、4地区の学校統合協議会委員を中心とした「(仮称)学校統合推進協議会」を立ち上げ、統合後の校歌や校章、通学対策・学校間の交流事業など統合に不可欠な具体的事項について話し合っていきます。



協議結果の報告書を提出する第一中学校区及び日頃市・越喜来・吉浜地区学校統合合同協議会会長(右)

## 市町村交通災害共済に加入しましょう

▷問い合わせ先＝市民環境課市民生活係(☎内線127・128)

交通災害共済は、交通災害を受けた人、またはその遺族を救済する制度です。万一の事故に備え、少ない掛け金で大きな保障が受けられる交通災害共済に加入しましょう。

▷対象＝市内に住民登録をしている人

※昨年、共済に加入した人は、平成30年7月31日(火)で共済期間が終了します。

▷掛け金(年額)＝1人当たり400円

▷共済期間＝平成30年8月1日(水)～平成31年7月31日(水)

※8月1日以後に加入を申し込んだ場合の共済期間は、受付日の翌日午前0時から

▷加入方法＝金融機関の窓口へ申込書を持参し、掛け金を添えてお申し込みください(手数料はかかりません)。

※申込書は、行政連絡員を通じて配布するほか、金融機関の窓口へ備え付けています。

※行政連絡員、班長による取りまとめは行いません。

※本年度から申込書へ住所や世帯員の印字を行わないこととしましたので、あらかじめ必要事項を記載の上申し込みください。

▷金融機関での受け付け＝9月28日(金)まで

※9月29日以降は、市役所本庁市民環境課で受け付けます。

▷取扱金融機関＝岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、信用金庫、岩手県信連、農業協同組合、東北労働金庫、岩手信漁連、ゆうちょ銀行、郵便局

※県内にある全ての店舗で申し込みできます。

▷支給対象＝国内での交通事故

※踏切や自転車での事故も対象となります。

※事故の原因が、無免許運転、酒気帯び運転、自殺など加入者の故意による場合や天災、歩行中の転倒などは対象になりません。

▷見舞金の額＝2万円～110万円

▷見舞金の請求＝加入者証を持参の上、事故に遭った日から2年以内に手続きしてください。

